

定額減税をめぐる地方税法の改正（2024年度）について

森 榮樹

＜要旨＞

2024年度税制改正の最大の目玉と言いうる所得税および個人住民税所得割の定額減税は、時の内閣総理大臣の指示（2023年10月20日）により検討がなされ、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」、与党税制調査会における議論などを経て、租税特別措置法および地方税法附則の改正として実現され、施行された。定額減税は、所得の種類・性質に応じて方法が異なることもあって複雑な制度となった上に、実施前から意義および効果が疑問視され、かつ地方税財政に多大な影響を与えかねないものである。本稿は、地方税法附則の改正を内容の中心として、上記の指示から「令和6年度税制改正の大綱」の成立までの過程、および第213回国会における衆参両院の総務委員会による審査の状況を含め、定額減税の内容や問題点について概観し、検討を試みるものである。

1. はじめに

2024（令和6）年度税制改正は、2021（令和3）年11月10日に発足し、2024年10月1日に総辞職した第2次岸田文雄内閣の下における最後の税制改正である⁽¹⁾。改正の基本線は、2023（令和5）年12月14日に取りまとめられた自由民主党・公明党「令和6年度税制改正大綱」（以下、「2024年度与党税制改正大綱」と記し、他年度のものについては「20XX年度与党税制改正大綱」と記す）の表現を借りるならば「デフレ脱却・構造転換」である。

もっとも、「デフレ脱却と経済再生」（またはそれらの趣旨）は、2013（平成25）年度から2020（令

和2）年度までの「与党税制改正大綱」まで唱え続けられてきた事柄である⁽²⁾。「2023年度与党税制改正大綱」においては、2012（平成24）年12月に「自由民主党・公明党は政権与党の座を取り戻し」てから「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めることにより、『もはやデフレではない』という状況を作り出した」という自己評価がなされたが、「四半世紀に及ぶデフレ構造は、わが国全体に閉塞感をもたらし、平均賃金やGDPの伸びは、主要先進国を大きく下回っているのも事実である」とも述べられている⁽³⁾。

「2024年度与党税制改正大綱」は、税制改革における「最優先の課題」を「物価上昇を上回る賃金上昇の実現」に置いて「まず、所得税・個人住民税の

(1) 厳密には、第2次岸田文雄内閣が2021年11月10日から2022（令和4）年8月10日まで、第2次岸田文雄内閣改造内閣が2022年8月10日から2023年9月13日まで、第2次岸田文雄内閣第2次改造内閣が2023年9月13日から2024年10月1日までとなる。なお、本稿において、職名、所属会派（政党）、会派（政党）名は、原則として第2次岸田文雄内閣第2次改造内閣の在職期間におけるものである。

(2) 「2013年度与党税制改正大綱」1頁、「2014年度与党税制改正大綱」1頁、「2015年度与党税制改正大綱」1頁、「2016年度与党税制改正大綱」1頁、「2017年度与党税制改正大綱」1頁、「2018年度与党税制改正大綱」1頁、「2019年度与党税制改正大綱」1頁、「2020年度与党税制改正大綱」1頁。

(3) 「2023年度与党税制改正大綱」1頁。

定額減税により、今後の賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばす。賃上げ促進税制を強化し、賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げる。さらに、中小企業の中堅企業への成長を後押しする税制も組み合わせることで、賃金が物価を上回る構造を実現し、国民がデフレ脱却のメリットを実感できる環境を作る」と宣言した⁽⁴⁾。2023年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」（以下、「2024年度政府税制改正大綱」）も「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う」ことを2024年度税制改正の第一の目標に掲げた⁽⁵⁾。

「所得税・個人住民税の定額減税の実施」は、「所得税法等の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第1号。令和6年3月30日法律第8号。以下、「所得税法等改正法」）および「地方税法等の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第2号。令和6

年3月30日法律第4号。以下、「地方税法等改正法」）により行われた⁽⁶⁾。後に示すように、「個人住民税の定額減税」は所得割に関する実施されるものであるとともに、その内容は複雑であり、かつ、基本的に2024年度に限定されている。

また、所得税と個人住民税所得割は連動する。双方の連動は、課税要件（納稅義務者、課税物件、課税標準など。道府県個人住民税について地方税法第32条第1項および同第2項、市町村個人住民税について同第313条第1項および同第2項）のみならず、所得税の減収が地方交付税の総額の減額につながるという点も含まれる（地方交付税法第6条を参照）。この点について、総務省自治税務局は、定額減税による個人住民税所得割の減収が9,234億円（道府県分が3,252億円、市町村分が5,982億円）であることを示す⁽⁷⁾。また、2023年12月20日に松本剛明総務大臣と鈴木俊一財務大臣との間で申し合わされた「令和6年度地方財政対策」は、第1項に「令和6年度における所得税・個人住民税の定額減税に係る補填措置」をあげ、次のように述べる⁽⁸⁾。

-
- (4) 「2024年度与党税制改正大綱」1頁。同頁においては「岸田内閣で打ち出した新しい資本主義は、賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力であると、大きく発想を転換した。その趣旨を税制改正の中でも明確に位置付けたものである」とも述べられる。
- (5) 「2024年度政府税制改正大綱」1頁。
- (6) 2024年度税制改正に関する文献として、衆議院調査局財務金融調査室『所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）について（第213回国会）』（2024年2月）、衆議院調査局総務調査室『地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）について〔第213回国会（常会）総務委員会参考資料〕』（2024年2月）、上田恭平「令和6年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見について」『地方税』2023年12月号8頁、総務省自治税務局企画課他「令和6年度地方税制改正を巡る議論について」『地方税』2024年1月号13頁、菊地晃利「令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」『地方税』2024年2月号47頁、中谷明博他「令和6年度税制改正における地方税制関係法案の解説」『地方税』2024年3月号8頁、小野真穂「令和6年度税制改正の概要——デフレ完全脱却に向けた税制改正——」『立法と調査』463号（2024年）18頁、小宮敦史「令和6年度税制改正（案）について」『租税研究』2024年3月号51頁、池田達雄「令和6年度地方税制改正について」同117頁、「特集改正大綱から読む Q & A 令和6年度税制改正の要点」『税』2024年2月号11頁、菊地晃利「令和6年度地方税制改正の方向」『税』2024年4月号12頁、山田翔平他「総則等関係改正案解説」同37頁、間宮将大他「都道府県税関係改正案解説」同63頁、鈴木洋平他「市町村税関係改正案解説」同132頁、「特集 問答解説 令和6年度地方税法の改正」『税』2024年5月号11頁、総務省自治税務局「第213回国会における地方税に関する主要な論議について」『地方税』2024年7月号25頁などがある。
- (7) 総務省自治税務局「令和6年度地方税に関する参考係数資料（令和6年2月）」2頁、3頁。
- (8) 「令和6年度地方財政対策」は、新田一郎「令和6年度の国の予算と地方財政対策」『地方財政』2024年2月号57頁に資料16として紹介されている。総務省自治財政局財政課による2024年1月22日付の事務連絡「令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項について」も参照。なお、総務省自治財政局「令和6年度地方財政計画の概要（令和6年2月）」5頁は、「個人住民税の減収（9,234億円）は、地方特例交付金により全額国費により補填」されるとともに「地方交付税の減収（7,620億円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1兆1,982億円）により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。さらに、後年度、2,076億円の加算を実施（交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用）」と明言する。

- ・「所得税の定額減税による令和6年度の地方交付税の減収7,620億円については、当該金額を借り入れにより調達した場合の利子相当額にあたる2,076億円を、第7項に基づき、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとし、当該加算額については交付税特別会計借入金の償還に充てるものとする。」
- ・「個人住民税の定額減税による令和6年度及び令和7年度の地方税の減収額については、法律の定めるところにより、定額減税減収補填特例交付金（仮称）の交付により、その全額を補填する。令和6年度における定額減税減収補填特例交付金（仮称）の額は、9,234億円とする。」

定額減税における個人住民税所得割の減収分の全額が、地方交付税（普通交付税）ではなく、定額減税減収補填特例交付金（「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」第3条の2）により補填されること自体は妥当であると考えられる。しかし、定額減税が各地方公共団体の財政に甚大な影響を及ぼしうるものであり、総務省も掲げる地方税財源の充実確保という要請⁽⁹⁾とは矛盾しかねない状況であったことは否めない。

そこで、本稿においては、2024年度税制改正において最も重要と言える個人住民税の所得割の定額減税について、「地方税法等改正法」の内容を中心に、衆議院総務委員会および参議院総務委員会での法律案の「審査」における議論も併せ、検討を行うこととする。

2. 定率減税が決定されるまで

2-1. 第212回国会（臨時会）における所信表明演説まで

岸田文雄氏は、2021年10月4日の内閣総理大臣就任以降、「新しい資本主義」を提唱してきた。これを受ける形で、同年10月15日に「新しい資本主義実

現本部」の第1回会合、同月26日に第1回「新しい資本主義実現会議」が開かれ、2022年6月7日に同会議による「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（以下、「グランドデザイン2022」）がまとめられているが、「賃上げ税制等の一層の活用」として法人税額の特別控除（租税特別措置法第42条の12）などが言及されているのに対し、所得税および個人住民税所得割の定額減税は言及されていない⁽¹⁰⁾。この点は、2023年6月16日に「新しい資本主義実現会議」がまとめた「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」（以下、「グランドデザイン2023」）においても同様である⁽¹¹⁾。

「賃上げ」の必要性は「グランドデザイン2022」においても述べられたが、「グランドデザイン2023」および「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」（2023年6月16日閣議決定。以下、「骨太の方針2023」）において強調される。このうち、「骨太の方針2023」は「コストの適切な転嫁を通じたマーケットアップの確保を行うとともに、高い賃金上昇を持続的なものとするべく、リ・スキリングによる能力向上の支援など三位一体の労働市場改革を実行し、構造的賃上げの実現を通じた賃金と物価の好循環へつなげる」、「中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する」と述べる⁽¹²⁾。しかし、税制については「経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める」、「応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、經

(9) 例、総務省編『令和7年版（令和5年度決算）地方財政白書』（日経印刷、2025年）133頁。

(10) 「グランドデザイン2022」5頁。

(11) 「グランドデザイン2023」14頁。

(12) 「骨太の方針2023」1頁、5頁（「家計所得の増大と分厚い中間層の形成」が基本方針の一つとして掲げられる点には注意を要する）。同3頁も参照。

済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する」と述べるにすぎない⁽¹³⁾。

風向きが変わったと思われるは、2023年9月25日の記者会見である。その席上、岸田内閣総理大臣は「先ほど、自民党、公明党、両政調会長に対しまして、明日の閣議で、来月中をめどに経済対策を取りまとめる指示をすることを伝え」たと述べた上で、「コロナ禍で苦しかった3年間を乗り越えて、経済状況は改善しつつあり」、「3.58パーセントの賃上げ、名目100兆円の設備投資、また、50兆円もの需給ギャップの解消も進みつつあるが、「コロナ禍を乗り越えた国民の皆様は、今度は物価高に苦しんでい」るので「この成長の成果である税収増等を国民に適切に還元する」ため、および「日本経済が、長年続けてきたコストカット型の経済から30年ぶりに歴史的転換を図る、この歴史的転換を着実に図れるよう、強力に政策的に後押しをしていく」ために経済政策を進めると宣言した⁽¹⁴⁾。この段階において定額減税は明言されていない。記者会見後に開かれた「新しい資本主義実現会議」（第22回：9月27日、第23回：10月25日）においても同様である⁽¹⁵⁾。しかし、「税収増等を国民に適切に還元する」とい

う表現は、定額減税や現金給付を想定したものであると考えるのが自然であろう。

その後、10月6日に国民民主党が所得税減税や消費税率の引き下げなどを提言する方針を、同月11日に公明党が定額減税などの実施を求める方針を打ち出した⁽¹⁶⁾。かような動きに対応するためか否か、肯定されるならばどの程度までのことであるかは明らかでないが⁽¹⁷⁾、第212回国会（臨時会）の召集日である10月20日に、岸田内閣総理大臣は自由民主党および公明党の幹部に対して「所得税の一時的な減税を含めた施策を検討するよう」指示した⁽¹⁸⁾。

同月23日、衆議院本会議において岸田内閣総理大臣による所信表明演説が行われた。岸田氏は「物価高をはじめ国民が直面する課題に、先送りせず、必ず答えを出すとの不撓不屈の覚悟をもって取り組んでいきます」としつつ、「30年ぶりの3.58%の賃上げ、過去最大規模の名目100兆円の設備投資、30年ぶりの株価水準、50兆円ものGDPギャップの解消も進み、税収も増加しています。その一方で、国民負担率は所得増により低下する見込みです」と成果を強調した⁽¹⁹⁾。その上で、「国民への還元」として「急激な物価高に対して賃金上昇が十分に追いつかない現状を踏まえ、デフレ完全脱却のための一時

(13) 「骨太の方針2023」36頁。なお、同39頁において「社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進」の一環として「いわゆる『年収の壁』について、当面の対応として被用者が新たに106万円の壁を超える手取りの逆転を生じさせない取組の支援などを本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む」と述べられている（同17頁も参照）。

(14) 以上、https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0925kaiken.html（2025年11月10日閲覧。以下、各サイトの閲覧についても同じである。）

(15) 「第22回新しい資本主義実現会議議事要旨」（https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai22/gijiyousi.pdf）および「第23回新しい資本主義実現会議議事要旨」（https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai23/gijiyousi.pdf）を参照。

(16) 朝日新聞2023年10月7日付朝刊4面13版S「所得税減税など国民民主提言へ」、朝日新聞2023年10月11日付朝刊4面13版S「所得税の減税・低所得者に現金 公明、経済対策に提言へ」（自由民主党内部から所得税や消費税の減税を求める声があつた旨も記されている。この点については、朝日新聞2023年10月5日付朝刊4面13版S「自民内所得減税に期待感 解散目玉？首相、増税イメージ解消躍起」も参照）、読売新聞2023年10月12日付朝刊4面13版S「所得税から一定額減税 公明『還元策』買い物時ポイントも」。

(17) 2023年10月のNHK世論調査によれば、内閣への支持率は36%、不支持率は44%である（<https://news.web.nhk/senkyo/shijiritsu/archive/2023/10.html>）。

(18) 朝日新聞2023年10月21日付朝刊1面14版△「所得減税・給付金 セットで 首相、与党に還元策指示」による。指示がなされるまでの背景、および自由民主党税制調査会長の反応について、同2面14版「『増税』払拭 もがく首相」、読売新聞2023年10月21日付朝刊3面13版「所得税減税『効果は限定的』 首相検討指示」を参照。なお、宮沢洋一「インタビュー 令和6年度税制改正大綱の全体像とその背景」『税理』57巻3号（2024年）6頁、総務省自治税務局企画課他・前掲注(6)39頁、鈴木他・前掲注(6)132頁も参照。

(19) 「第212回国会衆議院会議録第2号（令和5年10月23日）」1頁。

的緩和措置として、まず、現世代の国民の努力によってもたらされた成長による税収の増収分の一部を公正かつ適正に還元し、物価高による国民の御負担を緩和いたします。（中略）なお、還元措置の具体化に向けて、近く政府与党政策懇談会を開催し、与党の税制調査会における早急な検討を指示いたします」と述べた⁽²⁰⁾。

「新しい資本主義」が「一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければなら」ず、「官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある」とするならば⁽²¹⁾、このことと所得税および個人住民税所得割の定額減税とがいかなる関係にあるかが問われなければならない。おそらく、定額減税によって「成長による税収の増収分の一部を公正かつ適正に還元」することが「成長と分配の好循環を実現していく」ことにつながるということであろう。しかし、定額減税は所得税・住民税の非課税世帯や低所得者についてあまり効果がなく、かえって中所得者や高所得者についてのほうが効果が高いものとも考えられる。そうであれば、定額減税によっても「税収の増収分の一部を公正かつ適正に還元」することができない部分が残り、経済格差の縮小幅は少なくなるものと言わざるをえない。結局、「公正かつ適正に還元」するために、定額減税と給付金とを組み合わせることが必要になり、制度の複雑化および事務の煩雑化を招くことになりうる。

2-2. 政府与党政策懇談会および「デフレ完全脱却のための総合経済対策」

2023年10月26日および11月2日に政府与党政策懇談会が開かれた。10月26日付の「ポイント」と名付

けられた資料（図表1）の「所得税・個人住民税の定額減税」の項目において、「令和6年度税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族の皆様1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を、過去2年間での所得税・個人住民税の税収増と見合う規模、すなわち3兆円台半ばの規模で実施する」こと、「減税のスタート時期は来年6月とする」こと、「住宅ローン控除の仕組みを参考に、所得税・個人住民税の制度間の連携により減税の効果が広く及ぶ仕組みとする」こと、「これらの措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する」こと、および「令和6年度税制改正として年末に成案を得るべく、その方向性を今般の経済対策に盛り込む」ことが示されている⁽²²⁾⁽²³⁾。

そして、11月2日の臨時閣議において「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（以下、「総合経済対策」）が決定された。「総合経済対策」は「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する」として、「納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、減税の実効性を高めるため、所得税・住民税の制度の連携により、令和6年分の所得税額を所得税減税額が上回る場合においては、令和7年度分の個人住民税において残りの額を控除できる仕組みを設ける」、「源泉徴収義務者の事務負担にも配慮し、令和6年6月から減税をスタートできるよう、令和6年度税制改正において検討し、結論を得る」、「この減税によって生ずる令和6年度及び令和7年度の個人住

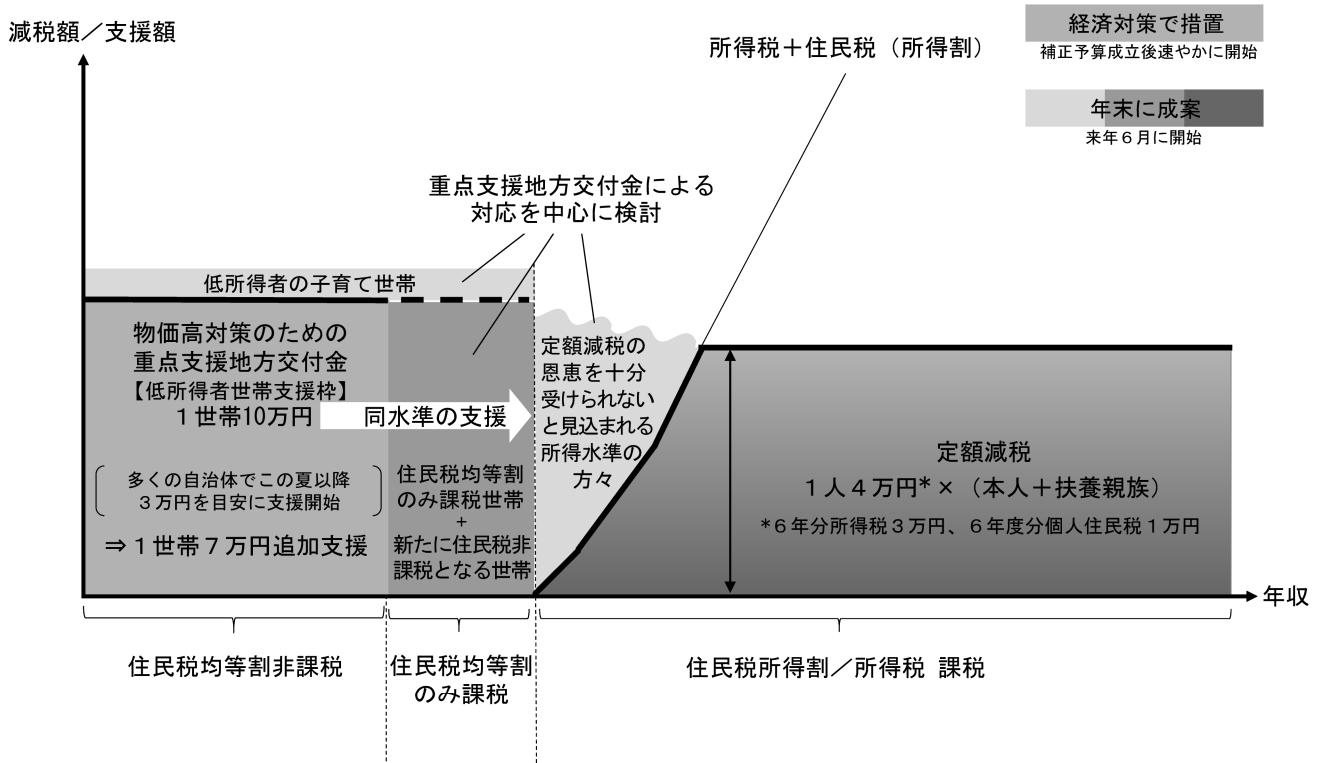
(20) 「第212回国会衆議院会議録第2号（令和5年10月23日）」2頁。

(21) 「グランドデザイン2023」2頁による。

(22) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/s_kondan/pdf/r051026_siryou.pdf

(23) 減税額の根拠は明らかにされていないが、1998（平成10）年度に実施された定額減税を参考にしたものと推察される。1998年度の定額減税は、所得税について本人38,000円、扶養家族1人19,000円、住民税について本人17,000円、扶養家族1人8,500円となっていた〔総務省自治税務局企画課他・前掲注(6)39頁および衆議院調査局総務調査室・前掲注(6)8頁による〕。

図表1 定額減税及び低所得者支援等（イメージ）



出所：令和5年10月26日政府与党政策懇談会資料、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/s_kondan/pdf/r051026_siryou.pdf

民税の減収額は、全額国費で補填する」と述べる⁽²⁴⁾。

また、「総合経済対策」は、次のように述べる。

「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための『重点支援地方交付金』の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」

「令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当する

ことが判明する世帯には、地域の実情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、

② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための『重点支援地方交付金』による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。」⁽²⁵⁾

2-3. 地方財政審議会

2023年11月14日に地方財政審議会が取りまとめた「令和6年度地方税制改正等に関する地方財政審議

(24) 「総合経済対策」8頁。ここで「所得税・住民税の制度の連携」と書かれていることに注意されたい。既に述べた、所得税と個人住民税所得割との連動が念頭に置かれていることは言うを俟たない。

(25) 「総合経済対策」9頁。

会意見」は、「総合経済対策」に言及しつつ「個人住民税については、地方の財政への影響や事務負担に配慮しつつ、地方団体が円滑かつ確実に減税を実施できるよう制度設計を行うことが必要である」と述べるが⁽²⁶⁾、それ以上に詳しい言及を行っていない。個人住民税が地方公共団体の基幹税の一つであるからこそ、何らかの意見を述べる必要があったのではないか。

また、地方財政審議会が同年12月11日に取りまとめた「今後目指すべき地方財政の姿と令和6年度の地方財政への対応等についての意見」は、「令和6年度分個人住民税の減税により生ずる令和6年度及び7年度の個人住民税の減収額については、地方の財政運営に支障が生じないよう、全額国費で補填することとされたのは適切な対応である」と評価した上で「令和6年分所得税の減税により生ずる地方交付税の法定率分の減少についても、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する必要がある」と述べる⁽²⁷⁾。

2－4. 「2024年度政府税制改正大綱」まで

自由民主党税制調査会における勉強会は2023年11月16日に行われており、同月17日に自由民主党税制調査会および公明党税制調査会の総会がそれぞれ開かれた。その後、12月8日まで自由民主党税制調査会正副・顧問・幹事会、小委員会などが行われ、財務省および総務省からの説明聴取などを経て審議が繰り返された。与党税制協議会も11月30日、12月8日、同月12日に行われ、14日に「2024年度与党税制改正大綱」が決定された。そして、同月22日には「2024年度政府税制改正大綱」が閣議決定された。与党税制調査会において最後まで議論がなされた点は所得制限の有無、および1年限りの措置とするか否かであり、「総合経済対策」が定額減税を「デフレ脱却のための一時的な措置」と位置づけることから、後に述べるような所得制限を設けること、1年

限りの措置としつつ「今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する」こととされた⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。

3. 「所得税法等改正法」(案) および「地方税法等改正法」(案) における定額減税の概要

前述のように、「総合経済対策」は、2024年分所得税について3万円、2024年度分個人住民税所得割について1万円の減税を行うこととした。これを受ける形で、「所得税法等改正法」第13条は租税特別措置法第2章（所得税法の特例）に「第5節の2令和6年分における特別税額控除（第41条の3の3－第41条の3の10）」を追加した。また、「地方税法等改正法」第1条は、2024年度分の個人住民税の特別税額控除として、地方税法附則に第5条の8から第5条の13までを追加した。これらの特別税額控除が定額減税を意味する。所得税、個人住民税所得割のいずれについても2024年4月1日より施行される〔「所得税法等改正法」第1条（但し、同第2号イに該当する部分は同年6月1日より施行される）、「地方税法等改正法」附則第1条〕。

なお、とくに個人住民税所得割については、定額減税の仕組みが複雑である。46頁に示した図表4も参照されたい。

3－1. 所得税に係る「令和6年分特別税額控除額」

居住者（所得税法第2条第1項第3号）の2024年分の所得税については、当該居住者の2024年分の所得税の額から「令和6年分特別税額控除額」を控除する。但し、当該居住者の2024年分の所得税に係る合計所得金額が原則として1,805万円を超える場合には対象外となる（租税特別措置法第41条の3の3

(26) 「令和6年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」12頁。

(27) 「今後目指すべき地方財政の姿と令和6年度の地方財政への対応等についての意見」8頁。

(28) 詳細は、総務省自治税務局企画課他・前掲注(6)43頁、鈴木他・前掲注(6)137頁を参照。

(29) 「2024年度与党税制改正大綱」3頁。

第1項)⁽³⁰⁾。「令和6年分特別税額控除額」は、居住者については3万円であり、同一生計配偶者（所得税法第2条第1項第33号）または扶養親族（同第34号）を有する居住者については、同一生計配偶者または扶養親族の1人について3万円が加算される（租税特別措置法第41条の3の3第2項）。なお、居住者、同一生計配偶者および扶養親族の判定基準は、原則として2024年12月31日の現況によるが、居住者が2024年中に死亡し、または出国した場合には、当該死亡日または当該出国日の現況による。また、同一生計配偶者または扶養親族が居住者の死亡時または出国時に既に死亡している場合には、その死亡時の現況による（同第41条の3の3第3項）。

3-2. 個人住民税所得割に係る「令和6年度分特別税額控除額」および「令和7年度分特別税額控除額」

個人住民税の納税義務者の2024年度分個人住民税については、当該納税義務者の所得割の額から「令和6年度分特別税額控除額」を控除する。但し、当該納税義務者の2023年分の合計所得金額が1,805万円を超える場合には対象外となる（道府県個人住民税：地方税法附則第5条の8第1項、市町村個人住民税：同第4項）。「令和6年度分特別税額控除額」は、納税義務者については1万円であり、控除対象配偶者（同第2項）または扶養親族を有する居住者については控除対象配偶者または扶養親族の1人について1万円が加算される（道府県個人住民税：同第2項、市町村個人住民税：同第5項）。なお、納税義務者、同一生計配偶者および扶養親族の判定基準は、2023年12月31日の現況による（地方税法第34条第8項および同第314条の2第8項を参照）。

次に、個人住民税の納税義務者の2025年度分個人住民税については、当該納税義務者の所得割の額から「令和7年度分特別税額控除額」を控除する。但し、当該納税義務者の2023年分の合計所得金額が1,805万円を超える場合には対象外となる（道府県個人住民税：地方税法附則第5条の12第1項、市町

村個人住民税：同第3項）。これは、個人住民税については2024年6月分（但し、給与所得については2024年7月分）から2025年5月分までの分について減税を行うことによるものである。「令和7年度分特別税額控除額」は、道府県個人住民税については地方税法附則第5条の12第2項第1号および同第2号に掲げられた金額の合計額が「1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額」とし、「個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする」（同項）。次に、市町村個人住民税については「個人の住民税の所得割の額が1万円を超える場合には1万円から道府県民税特別税額控除額（—同第2項において算出された金額。引用者注）を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には第2項第2号に掲げる額に相当する金額とする」（同第4項）。

3-3. 給与所得者についての特別税額控除

（1）「令和6年分特別税額控除額」

まず、2024年6月1日において給与等の支払者Bから主たる給与等の支払を受けた居住者Aが、同日以降最初にBから支払を受ける2024年中の主たる給与等（第1回目控除適用給与等）に係る源泉徴収税額は、次のように計算する（租税特別措置法第41条の3の7第1項）。

$$(源泉徴収税額) = (第1回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額) - (給与特別控除額)$$

ここで、給与特別控除額は図表2の通りである（租税特別措置法第41条の3の7第3項）。

したがって、当初の源泉徴収額から定額減税額を控除することによって、2024年6月分の給与についての源泉徴収税額が算出されることとなる。また、第1回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額よりも給与特別控除額のほうが多ければ、控除しきれることとなるので、その分は第2回目以降控除

(30) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける居住者については、合計所得金額が2,015万円を超える場合に對象外となる。なお、合計所得金額が1,805万円を超える場合とは、給与所得者についてみるとならば給与収入が2,000万円を超える場合である（所得税法第28条第3項第5号を参照）。

図表2

居住者	3万円
源泉控除対象配偶者（所得税法第2条第1項第33号の4）で、合計所得金額の見積額が48万円以下である者	3万円
控除対象扶養親族（同第34号の2）	3万円
同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除き、租税特別措置法第41条の3の7第5項に定める申告書に記載された者）	3万円
扶養親族（控除対象扶養親族を除き、租税特別措置法第41条の3の7第5項に定める申告書に記載された者）	3万円

図表3

居住者	3万円
源泉控除対象配偶者（所得税法第2条第1項第33号の4）で、合計所得金額の見積額が48万円以下である者	3万円
控除対象扶養親族（同第34号の2）	3万円
同一生計配偶者（源泉控除対象配偶者を除き、租税特別措置法第41条の3の8第4項に定める申告書に記載された者）	3万円
扶養親族（控除対象扶養親族を除き、租税特別措置法第41条の3の8第4項に定める申告書に記載された者）	3万円

対象適用給与等（2024年7月分以降の給与等。但し、12月中に支払われる最後の給与等を除く）について順次控除していく。

（2）年末調整に係る所得税の年末調整特別控除

2024年中に支払が確定した給与等に係る年末調整による年税額は、当該年税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額である（租税特別措置法第41条の3の8第1項）。年末調整特別控除額は、図表3の通りである（同第2項）。

（3）給与所得者の個人住民税所得割に係る特別税額控除

地方税法第321条の5第1項本文は、特別徴収義務者が同第321条の4第2項に規定する期日までに同第1項後段による「通知を受け取った場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月まで」に市町村に納入する義務を負う旨を定める。これに対し、地方税法附則第5条の10は「附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用がある場合における第321条の5第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市町村民税に限り、同項中『12分の1』とあるのは『11分の1』と、『6月』とあるのは『7月』とする」と定める。

すなわち、特別徴収義務者は、2024年6月分の給

与については個人住民税所得割の特別徴収を行わない。また、2024年7月分から2025年5月分までの給与については、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額を11等分し、11分の1ずつを特別徴収することとなる。

3－4. 不動産所得者・事業所得者等についての特別税額控除

（1）所得税

不動産所得者・事業所得者等については、原則として確定申告の際に「令和6年分特別税額控除額」を含めて計算することによって減税が行われることとなる（租税特別措置法第41条の3の3第5項）。但し、予定納税を行う者については、予定納税額の通知（6月）において本人分の減税額を控除した税額が通知されるとともに、扶養家族分については7月31日までに居住者が減額申請（同第41条の3の6）を行うことによって、第1期分予定納税額より予定納税特別税額控除額（同第41条の3の4。同第41条の3の5第3項により、3万円）を控除した額を納付する（同第41条の3の5第1項。同第41条の3の4第1号により、納付期限は9月30日とされる）。第1回予定納税において控除しきれなかった予定納税特別税額控除額については第2回予定納税において予定納税額から控除する（同第41条の3の6第3項以下）。

(2) 個人住民税所得割

地方税法附則第5条の9第1項は、2024年度分の個人住民税の普通徴収に係る特例を定める。

まず、第1期分における徴収金額が「令和6年度分特別税額控除額」を上回る場合には、徴収金額から「令和6年度分特別税額控除額」を控除した額を第1期（6月）において徴収する（地方税法附則第5条の9第1項第1号）。

次に、第1期分の徴収金額より「令和6年度分特別税額控除額」が上回る場合で、第1期分の徴収金額と第2期分の徴収金額の合計が「令和6年度分特別税額控除額」を上回るときは、第1期において徴収を行わず、第1期分の徴収金額と第2期分の徴収金額の合計から「令和6年度分特別税額控除額」を控除した額を第2期（8月）において徴収する（同第2号）。

同様に、第1期分の徴収金額と第2期分の徴収金額の合計より「令和6年度分特別税額控除額」が上回る場合で、第1期分の徴収金額、第2期分の徴収金額および第3期分の徴収金額の合計が「令和6年度分特別税額控除額」を上回るときは、第1期および第2期に徴収を行わず、第1期分の徴収金額、第2期分の徴収金額および第3期分の徴収金額の合計から「令和6年度分特別税額控除額」を控除した額を第3期（10月）において徴収する（同第3号）。

さらに、第1期分の徴収金額、第2期分の徴収金額および第3期分の徴収金額の合計より「令和6年度分特別税額控除額」が上回る場合には、第1期から第3期まで徴収を行わず、個人住民税所得割の総額から「令和6年度分特別税額控除額」を控除した額を第4期（1月）において徴収する（同第4号）。

3-5. 公的年金等に係る所得についての特別税額控除

(1) 所得税

公的年金等に係る所得については、2024年6月以降で最初に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額より年金特別控除額を控除する（租税特別措置法第41条の3の9第1項前段。同第3項により、年金

特別控除額は3万円とされ、扶養親族等がある場合には1人につき3万円が加算される）。年金特別控除額が最初に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額を上回る場合には、年金特別控除額が控除しきれなかったことになるので、年金特別控除額の残額を次回に支払われる公的年金等に係る源泉徴収額より控除する（同第1項後段、同第2項。次々回以降についても同様）。

(2) 個人住民税所得割

地方税法附則第5条の11は、公的年金等に係る所得に対する特別徴収の特例を定める。本稿においては、2023年度に特別徴収を受けている年金受給者の場合（同第3項）を概観する。この場合においては、特別税額控除は2024年10月分以降について行われる。その理由は「仮に令和6年6月分の徴収から定額減税を実施すると、既に確定している仮特別徴収税額の変更や仮特別徴収の停止を行う必要があるが、地方団体側は、当該課税の作業と並行して、公的年金等からの特別徴収対象者の仮特別徴収額の変更等に係る通知を納税義務者・年金保険者双方に発出する作業が必要となるほか、地方税共同機構や年金保険者側において使用するシステム上の制約も存在すること等」と説明される⁽³¹⁾。

まず、10月分特別徴収額が「令和6年分特別税額控除額」を上回る場合には、10月分特別徴収額より「令和6年分特別税額控除額」を控除する（同第1号）。

次に、10月分特別徴収額より「令和6年度分特別税額控除額」が上回る場合で、10月分特別徴収額と12月分特別徴収額との合計が「令和6年度分特別税額控除額」を上回るときは、10月分について特別徴収を行わず、10月分特別徴収額と12月分特別徴収額との合計から「令和6年度分特別税額控除額」を控除した額を12月において徴収する（同第2号）。

同様に、10月分特別徴収額および12月分特別徴収額の合計より「令和6年度分特別税額控除額」が上回る場合には、10月分および12月分について徴収を行わず、2月に特別税額控除額を控除した特別徴収税額を徴収する（同第3号）。

(31) 中谷他・前掲注(6)21頁。

図表4 個人住民税所得割の定額減税の仕組み

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納稅義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

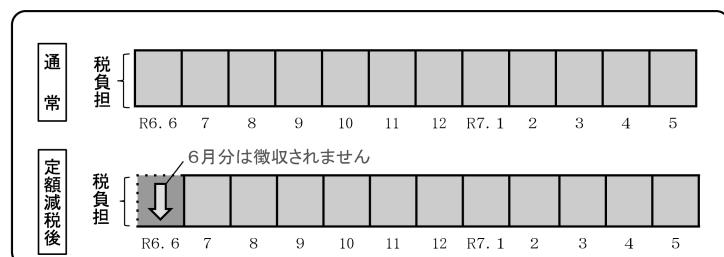
※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

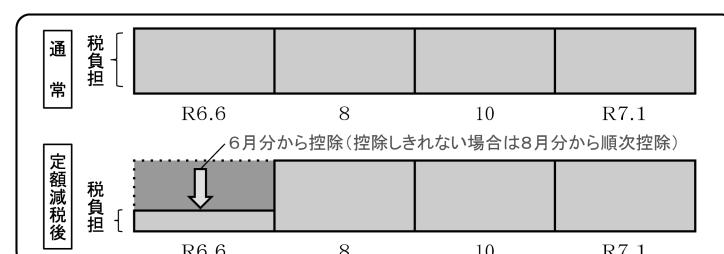
① 給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

- 令和6年6月分は徴収されず、
定額減税「後」の税額が
令和6年7月分～令和7年5月分
の11か月で均されます。



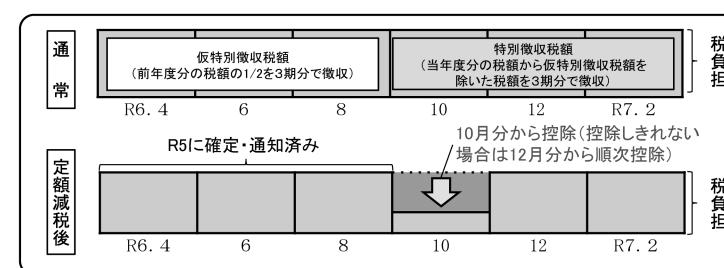
② 普通徴収 (事業所得者等の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納稅通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

〇〇市区町村

出所：https://www.soumu.go.jp/main_content/000939507.pdf

4. 国会における「地方税法等改正法」案の審議状況

「所得税法等改正法」案および「地方税法等改正法」案のいずれも、第213回国会会期中の2024年2

月2日に内閣より衆議院に提出され、受理された。本稿においては、「地方税法等改正法」案に関する衆参両院における審査・審議のうち、個人住民税所得割に関する部分を概観する。なお、便宜のため、両法律案の提出から成立までの経過について、概略を示す。

● 「所得税法等改正法」（案）

衆議院議案受理年月日	2024年2月2日
衆議院付託年月日	2024年2月13日（財務金融委員会）
衆議院審査終了年月日	2024年3月2日（可決）
衆議院審議終了年月日	2024年3月2日（可決。賛成会派：自由民主党・無所属の会／公明党。反対会派：立憲民主党・無所属／日本維新の会・教育無償化を実現する会／日本共産党／国民民主党・無所属クラブ／有志の会／れいわ新選組） ⁽³²⁾
参議院予備審査議案受理年月日	2024年2月2日
参議院議案受理年月日	2024年3月2日
参議院付託年月日	2024年3月8日（財務金融委員会）
参議院審査終了年月日	2024年3月28日（可決）
参議院審議終了年月日	2024年3月28日（可決） ⁽³³⁾

● 「地方税法等改正法」（案）

衆議院議案受理年月日	2024年2月6日
衆議院付託年月日	2024年2月15日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	2024年3月2日（可決）
衆議院審議終了年月日	2024年3月2日（可決。賛成会派：自由民主党・無所属の会／日本維新の会・教育無償化を実現する会／公明党／有志の会。反対会派：立憲民主党・無所属／日本共産党／国民民主党・無所属クラブ／れいわ新選組） ⁽³⁴⁾
参議院予備審査議案受理年月日	2024年2月6日
参議院議案受理年月日	2024年3月2日
参議院付託年月日	2024年3月13日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	2024年3月28日（可決）
参議院審議終了年月日	2024年3月28日（可決） ⁽³⁵⁾

(32) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDB58A.htm

(33) 起立による採決であり、賛成会派・反対会派などの詳細は「第213回国会参議院会議録第8号（令和6年3月28日）」に示されていない。

(34) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDB5AE.htm

(35) 起立による採決であり、賛成会派・反対会派などの詳細は「第213回国会参議院会議録第8号（令和6年3月28日）」に示されていない。

4－1. 衆議院本会議（2024年2月15日）

衆議院総務委員会による審査が始まる前に、衆議院本会議において2024年度地方財政計画、「地方税法等改正法」案および「地方交付税法等の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第3号、令和6年3月30日法律第5号）の案に関する質疑応答がなされた。

湯原俊二議員（立憲民主党・無所属）は「政府は、今回の定額減税による個人住民税の減収分9,234億円分は、全額国費の定額減税減収補填特例交付金によって対応するとしているが「定額減税は交付税の法定率分のうち所得税のマイナス要因になり、交付税の減収分は7,620億円になるようだ」あり、

「この部分に対して国からの補填はなし」として、「地方交付税は地方固有の財源であり、国の政策によって本来の交付税額が圧縮されることはあるではない」と質した。これに対し、松本総務大臣は「これまでの例では、定額減税に伴う地方交付税の減収は地方の負担と整理されて」いるが「今回の所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収については、減税の影響を含めても、地方交付税は0.3兆円の増、一般財源総額は0.6兆円の増など、地方財源をしっかりと確保できることなどを踏まえ、前年度からの繰越金等により対応すること」とした、

「定額減税の実施については、課税実務やシステム対応等について、地方団体の意見も伺いながら、地方団体の負担にも配慮した制度設計としております。地方団体や企業が事務を円滑に実施できるよう、丁寧な対応を行ってまいります」と答弁した⁽³⁶⁾。

また、西岡秀子議員（国民民主党・無所属クラブ）は、個人住民税の定額減税について「6月分は徴収せず、年度内に段階的に減税を行うこととなっており、即効性に乏しく、減税の実感も持ちにくく、國

民の理解も進んでいません。可処分所得の増加や消費拡大につながるのか、政策効果も不透明です。本来であれば、恒久的な施策を講じるべきです」、「自治体等の現場では、一回限りの減税時に生じるシステム改修費や事務負担の増大が懸念されています」と質した。松本総務大臣は「今般の定額減税は、物価高による国民の負担感を緩和するとともに、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭につなげることを目的としています」、「定額減税の実施に伴うシステム改修については、毎年度の税制改正に伴うシステム改修経費について交付税措置を講じているほか、給付金の支給事務に関連する改修は、重点支援地方交付金の活用が可能あります」と答弁した⁽³⁷⁾。

4－2. 衆議院総務委員会

おおつき紅葉議員（立憲民主党・無所属）は「給与所得者に対する定額減税の実施方法として、個人住民税の場合、6月分の特別徴収は行われず、納めるべきである年税額である所得割額から定額減税分を差し引いた額、例えば納税義務者本人のみの場合は、1万円を差し引いた残額を6月を除いた残りの11か月で、除いた金額が月々に特別徴収されることとされていることについて「給与所得者から見れば減税のインパクトは大きい」が、「実際の納税額は年額で1万円、月々でいえば800円強である」と指摘し、「このような世帯に該当する場合は定額減税の実感が薄れるとも考えら」れると質した。池田達雄政府参考人（総務省自治税務局長）は「令和6年6月分の個人住民税で減税を行うことといったしましたのは、そもそも個人住民税においては6月から

(36) 「第213回国会衆議院会議録第6号（令和6年2月15日）」2頁、3頁。同4頁における中司宏議員（日本維新の会・教育無償化を実現する会）の質疑および松本総務大臣の答弁も参照。

なお、全国知事会は「『令和6年度与党税制改正大綱』について」（2023年12月14日）は「個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、確実に全額国費で補填すべきである。また、所得税の減税に伴い、所得税収の約3割を原資とする地方交付税が減額となることを強く懸念しており、『地方固有の財源』である地方交付税の本旨に鑑み、国の責任において確実に補填措置を講じるなど、減税の帰結として地方行政サービスに支障を来すことのないようにしていただきたい」、「減税や給付の制度設計に当たっては、事務が円滑かつ効果的に実施されるよう配慮するとともに、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切に財政措置を講じていただきたい」と述べる（https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/20231214-R6tax-comment.pdf）。

(37) 「第213回国会衆議院会議録第6号（令和6年2月15日）」9頁。

その年度分の徴収が始まること、それと、賃上げが実現するタイミングに合わせて税負担を軽減することで国民の皆様に所得の向上を実感していただくこと、こういったことから、令和6年6月以降、実務上速やかに実施するとされたことを踏まえたものであります、「地方団体や特別徴収義務者の事務負担に配慮をいたしまして、6月分は徴収せず、11か月でならず方式を採用した」と答弁した。また、池田政府参考人は「納税義務者の所得でございますとか扶養家族の構成、こういったものによりましては（中略）7月分以降の日々の徴収額が若干増加するケースも生じ得ますが、納税義務者に送付いたしております特別徴収税額通知、5、6月ぐらいに長細い通知が送られてくるわけでございますが、それを御覧になつていただければ、年間を通じた税額では税負担が軽減されていることは明らかでございます」とも述べた⁽³⁸⁾。

次に、福田昭夫議員（立憲民主党・無所属）が「定額減税は何のために実施するのか」と質したのに対し、池田政府参考人は「物価高による国民の負担感を緩和するとともに、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭につなげることを目的といたしまして、物価高騰を始め苦しい中において納税していただいた方々に所得の上昇をより強く実感していただくことが重要と考え、所得税、個人住民税の減税という分かりやすい方式が望ましいと判断されたものでございます」と答弁した。これを受け、福田議員は「物価高対策としては所得税、住民税減税よりも消費税減税の方が効果が大きい」と質した。これに対し、高橋秀誠政府参考人（財務省大臣官房審議官）は「一般論として申し上げますと、消費税率を引き下げますと広く物価を押し下げる効果がございますことは否定できませんが、ただ、もう少し

長いスパンで見た場合には、物価の引下げに伴う購買力の増加によりまして物価が一定程度押し戻されることも否定できません。特に、需要が逼迫している品目に関してはその傾向が強いというふうに考えてございます」と答弁した⁽³⁹⁾。

一方、岡本あき子議員（立憲民主党・無所属）は「地方税については今年の6月分は徴収せず、7月から来年の5月までの間、11か月で割って徴収するというやり方が採用されています、7月以降。実は6月はゼロだけれども7月以降は割高になっちゃう、そういう人がいるんじゃないかなという指摘がありましたが、どのくらいいるか」と質した。池田政府参考人は「給与所得者につきまして、世帯構成や各種控除の状況によりますが、7月以降の各月の徴収額が定額減税を行わない場合の各月の徴収額を超える場合があるとは承知しておりますが、実際はそれぞれの納税義務者ごとに例えば医療費控除ありますとか住宅ローン控除とか様々な控除が存在いたしますため、具体的な人数をお示しすることは困難でございます」と答弁した⁽⁴⁰⁾。

また、吉川元議員（立憲民主党・無所属）は「今回の所得税の減税に伴う地方交付税の所得税の法定率分7,260億円の減収については繰越金と自然増収で賄う、つまり、国の施策に伴う交付税の収入の減少を地方が負担するということになるが「本会議で大臣は、定額減税に伴う地方交付税の減収は地方の負担と整理されている、こういうふうに答弁されているわけありますけれども、こういうふうな整理になっているんでしょうか」と質した。松本総務大臣は「国と地方のどちらがその財源を負担するかなどについて、近年において、地方財政が国の財政と並ぶ公経済の車の両輪であること、減税による景気回復の効果は地方財政にも及ぶものであることから、政策減税に伴う地方税や地方交付税の減収につ

(38) 「第213回国会衆議院総務委員会議録第4号（令和6年2月20日）」5頁。

(39) 「第213回国会衆議院総務委員会議録第4号（令和6年2月20日）」9頁。ここにいう消費税が国税としての消費税のみを意味するのか、地方消費税も併せたものであるのかは、不明瞭である。なお、「第213回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和6年2月22日）」10頁における阿部司議員（日本維新の会・教育無償化を実現する会）による質疑および松本総務大臣による答弁、同20頁における西野太亮議員（自由民主党・無所属の会）による質疑および池田政府参考人の答弁、同23頁における保岡宏武議員（自由民主党・無所属の会）による質疑および船橋利実総務大臣政務官による答弁も参照。

(40) 「第213回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和6年2月22日）」4頁。

いて地方の負担と整理されてきているというものでございまして、私としては、この過去の考え方を踏まえて近年の負担関係について御答弁を申し上げたというふうに認識しております」と答弁した。これを受け、吉川議員は、1998年に行われた特別減税を引き合いに出しつつ「原則としては、国の政策によって交付税は減るんだから国が補填をしなきゃいけない、ただし今回についてはこうだ、そして今後についてはきちんとその状況状況に合わせて考えていかなければいか（原文ママ）ない」と質した。松本国務大臣は「近年における対応を踏まえて過去の考え方を御答弁申し上げたものでございまして、今回の定額減税についての対応としまして、国も地方も財政状況は厳しい中でございますけれども、地方の財政運営に支障が生じることのないようにすべきという考え方で、国の財政当局と協議をさせていただいて、地方税の減収については、近年では地方債で対応しておりましたが、地方財政に配慮する観点から、地方特例交付金により全額国費で補填をするなど、地方財政に相当程度の配慮をした措置を行うことができたというふうに考えております」と答弁した⁽⁴¹⁾。

2025年度分の定額減税については、藤岡隆雄議員（立憲民主党・無所属）が質しており、松本総務大臣は「令和7年度になるケースは、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万を超える場合、生計を一にする配偶者が前年の合計所得金額が48万円以下である場合でございます。この方に係る1万円の控除については、令和7年度分の個人住民税所得割額から行うこととなります」と答弁し、「現行制度において、配偶者控除の対象とならない方の情報が納税義務者からの申告がない限り捕捉できないことから、各市町村が全ての対象者を把握して減税を行うことが令和6年度分の個人住民税では実務上大変難しいため、例外的に令和7年度分で対応するものでございます」、「これらの方々について、対象者を約100万人、減収額を約100億円と見込んでいる」と答弁した⁽⁴²⁾。

そして、西岡議員は「そもそも急激な現状の物価高に対して賃上げが追いついていない、この現状を踏まえて、物価高で苦しむ家計を支える目的で、負担軽減のために定額減税が施行されるものであるというふうに理解をいたしておりますけれども、一回限りのものであって、特に即効性に欠けている」と述べ、「一回限りの定額減税ということではなくてやはり恒久的な施策を行うべきであったということが私の前提という中で、自治体の現場においては一回限りの減税に際して生じるシステム改修費の問題ですとか事務負担の増大というのが懸念されているんですけども、今までの答弁の中で、今回の定額減税に当たってシステム改修が必要であるとお考えになっておられるのかどうか、また、必要である場合、その改修にどれぐらいの地方負担が生じると見込まれているのか。また、その他、人材確保も含めまして、地方の負担増に対してどのような財政措置の対応をしていかれる方針であるか」と質した。これに対し、松本総務大臣は「定額減税分のシステム改修コスト、自治体によってもシステムが異なることもありますし、これがどの程度になるかということは具体的に申し上げることはなかなか難しいところがございますが、システム対応も含めて課税実務を担う自治体の意見も伺って、自治体の負担に配慮した制度設計とさせていただいた」、「このシステム改修に関しては、毎年度の税制改正において必要となってくるシステム改修経費について交付税措置を講じさせていただいております。また、給付金の支給事務に関連する改修は、重点支援地方交付金の活用ができます」と答弁した。松本総務大臣は「昨年の12月の税制改正大綱の閣議決定以降、速やかに、各自治体を対象とする説明会を開催しまして、寄せられた質問などを基に1月にはQアンドAも策定し、自治体にお示しさせていただきました。」、「給付については、デジタル庁において、給付の申請受付から振り込みまで数日でデジタルで完結できる給付支援サービスを開発して、自治体への導入支援等も行わせていただいておりまして、政府として、定額

(41) 「第213回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和6年2月29日）」9頁。

(42) 「第213回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和6年2月29日）」10頁。

減税、給付の事務が円滑に進むように取り組んでまいりたいと思っております」とも述べた。続いて、西岡議員は「控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の個人住民税の定額減税の実施時期というのは、令和7年6月以降に税額控除されるというふうに承知しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。また、そのことについては、この方々も同様に物価高の影響を受けているということを踏まえると大変整合性の欠ける施策であるというふうに思いますけれども、この減税がここまで実施時期が遅れることについての御見解をお伺いしたい」と質した。池田政府参考人は「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、配偶者控除の見直しで配偶者控除の対象から外れた方でございますけれども、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合、生計を一にする前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者の方であります。この方に係る1万円の控除については、令和7年度分の個人住民税所得割額から行うこととなると説明し、「現行制度において、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の情報が納税義務者の方からの申告がない限り捕捉できておりませんので、各市町村がこれらの方の対象者を把握して減税を行うことが令和6年度分の個人住民税では実務上困難であるため、例外的に令和7年度分で対応することとするものでございます」と答弁した⁽⁴³⁾。

4－3．参議院総務委員会

藤井一博議員（自由民主党）は「定額減税によって地方自治体において住民税や地方交付税の減収が生じることとなります。それらは地方特例交付金や地方交付税の自然増収分で賄うこととされておりますが、それによって地方財政に支障は生じないのか」と質した。大沢博政府参考人（総務省自治財政局長）は「過去の定額減税の例では、定額減税に伴う地方税や地方交付税の減収は地方の負担と整理をされてまいりました」が「今回の定額減税にお

きましては、地方財政に配慮する観点から、地方税の減収について、地方特例交付金により全額国費で補填をすることといたしました」、「所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収につきましては、減税の影響を含めましても、地方交付税は0.3兆円の増加、一般財源総額は0.6兆円の増加となるなど、地方財源をしっかりと確保できることなどを踏まえまして、前年度からの繰越金等により対応することといたしました。さらに、後年度、国から0.2兆円の加算も行うこととしておりまして、過去の例と比べますと、地方財政に相当程度の配慮をした措置と、措置を行うことができたものと考えております」と答弁した⁽⁴⁴⁾。

個人住民税の定額減税については、岸真紀子議員（立憲民主・社民）が多くの質疑を行っている。そのうちのいくつかを取り上げておく。

まず、岸議員は定額減税に所得制限を設けることの妥当性や根拠、および「全員ではなく一部制限することによって、より自治体の実務、事務手続は煩雑になるのではないかと考えます」と質した。池田政府参考人は「今般の定額減税の趣旨が物価高による国民の負担感を緩和し、可処分所得を下支えすることが目的であること、それから、このような高額の所得者を対象外とした場合でも、例えば子育て世帯で見てみると、99%の世帯は対象になると考えられること、さらには、給与収入が2,000万円を超えるような比較的高額な所得者の方、こういった方は給与以外の所得も稼得している方も多いと考えられますので、賃上げとの相乗効果という意味では他の所得層と比較してやや相乗効果が低いと考えられること、こういったことを総合的に勘案をいたしまして、与党税制調査会の御議論を経て、給与収入2,000万円超相当の所得者を対象外とされたものでございます」と答弁した⁽⁴⁵⁾。

次に、岸議員は「過去の減税策は率での方式が多く、定額減税を行ったのは直近では1998年の橋本内閣となります。今回、定率ではなく定額とした理由

(43) 「第213回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和6年2月29日）」20頁。

(44) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第4号（令和6年3月19日）」3頁。同13頁における山本博司議員（公明党）の質疑および馬場成志総務副大臣の答弁も参照。

(45) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第4号（令和6年3月19日）」9頁。

は何か、また一回きりだとそもそも効果が薄いのではないか」と質した。松本総務大臣は「今回の定額減税でございますが、これは、経済全体のデフレマインドからの払拭を促すことで、物価上昇を上回る所得の伸びが確保できるような状況をつくり上げることで、消費と投資の力強い循環という経済の好循環が生み出すことができるようについて行わられる一時的な措置の一つというふうに理解をしておりますが、その場合に、食料やエネルギーの物価高は所得のより低い世帯ほど相対的に影響が大きいと考えられますので、所得の低い方ほど減税の割合が大きくなる定額減税の形式を取ることが適切な対応だと考え、このような対応としたところでございます」と答弁し、「定額減税につきまして、政府として複数年度にわたって実施することは想定をいたしておりません」とも述べた⁽⁴⁶⁾。

続けて、岸議員は「住民税は、本年6月分を徴収せずに、定額減税後の税額を本年の7月分から翌年の5月分までの11か月で順次控除することになるというのが一般的に広報されていますが、その方法は納税の仕方によって異なります」と指摘し、「年金受給者の場合、所得税は6月1日以後に支払われる年金に源泉徴収される所得税から控除されることになりますが、住民税については10月分の特別徴収税額から控除されることとなり、国と地方で時期にずれが生じることになります。国と地方というのは、住民税と所得税でずれが生じることになります」、

「住民から見れば、所得税と扱う月が異なるため、理解が進まないのではないでしょうか」と質した。これに対し、池田政府参考人は「4月、6月、8月までは前年の年税額を基に算出いたしました仮の税額により徴収を行うことと法律上なってございまして、既に年金所得者の方にこの仮徴収の税額をもう通知済みでございます。したがいまして、令和6年6月からの個人住民税の減税を行うことは実務上なかなか難しいという面がございました。そのため、

例外的に、実務上可能なタイミングである10月から実施することといたしておりますけれども、御指摘のとおり、所得税については年金所得者の方についても令和6年6月から減税が行われ、減税の効果がその方にも届くということになってございます」と答弁した⁽⁴⁷⁾。

また、岸議員は「個人住民税は定額減税で個人住民税所得割の年額の税負担は減ることになるんですが、給与所得者で月々の負担感が増える世帯が生じるケースがある」「所得割額が、総額で見れば税負担は減るもの、本年の7月以降に特別徴収される所得割額が増加することで月々の税負担感が増す世帯が生じることになる」と質した。これに対する池田政府参考人の答弁は、衆議院総務委員会におけるおおつき議員の質疑に対する池田政府参考人の答弁と同旨である⁽⁴⁸⁾。

さらに、岸議員は「控除年度を見ると、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の定額減税分は2025年度分の所得割額から控除することとされておりまして、2025年6月以降に控除されることになる」と述べて「物価高騰の影響を受けているのは同一生計配偶者を有する納税義務者も同じであって、なぜここは1年も更に遅れることになるのか」と質した。これに対する池田政府参考人の答弁は、衆議院総務委員会における西岡議員の質疑に対する池田政府参考人の答弁と同旨である⁽⁴⁹⁾。

この他、音喜多駿議員（日本維新の会・教育無償化を実現する会）が「この定額減税に伴う自治体職員の人事費コストの増加等について把握をされているのか」および「定額減税の実施には自治体のシステム改修も必要不可欠でありますけれども、こうしたシステム改修によるコスト増加」について質した。これに対する池田政府参考人の答弁および松本総務大臣の答弁は、基本的に衆議院総務委員会における西岡議員の質疑に対する池田政府参考人の答弁と同

(46) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第4号（令和6年3月19日）」9頁。

(47) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第4号（令和6年3月19日）」10頁。

(48) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第4号（令和6年3月19日）」10頁。

(49) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第4号（令和6年3月19日）」10頁、11頁。

旨である⁽⁵⁰⁾。

この項目の最後に、広田一議員（無所属）による質疑を取り上げておく。

広田議員は「地方税の減税分の9,230億円については、これ全額国が補填するということになっております。その一方で、定額減税に伴う地方交付税の法定率分の減少、7,620億円、これ見込まれておりますが、その補填財源は、令和5年度からの地方交付税の繰越しの4,848億円と所得税を除く国税五税の法定率分の増税分の7,139億円で賄うということあります。つまり、地方が全額負担をするということでございます」と指摘し、「これまでの例では地方の負担と整理されているというふうにありますが、これ、いつ、どのような理由で地方の全額負担と整理されたのか、そしてあわせて、それを裏付けるような総務大臣、財務大臣の合意書など存在するのか」と質した。松本総務大臣は「今回の定額減税の、対する地方財政の措置に当たって、少なくとも、今回、何らかの文書を交換をしたわけではございませんが、過去の地方の負担と整理をされているというふうに申し上げてきた背景は、減税に対する対応としてそのようにされてきたことと、その背景としては、減税の効果を国も地方も享受をするものであること、また、国と地方の財政それぞれあるということでそのようにされてきたことがある。これは減税分も地方が負担をしたケースもあるというふうに承知をしておる中でありますが、現下の地方財政、国の財政の状況を総合的に勘案して、今回は、定額減税に関しまして、地方税の減収については地方特例交付金により全額国費で補填」したと答弁した。これを受ける形で、大沢政府参考人は「過去の定額減税の例ではこのように整理をされているということございまして、そこの、その過去の減税とい

るのは平成8年あるいは10年、その時分に行われた所得税の特別減税、これについては、いずれも地方税の減税については減税補填債でございますし、国の国税の減収に伴う地方交付税の減については交付税特別会計の借入金、これは地方負担ということでございますし、いずれもその当時の合意文書でそのようにされているわけでございますが、そのようになされてきたと。で、その当時の理由というか、要因と申しますか、というのが、地方財政が国の財政と並ぶ公経済の車の両輪であることと、減税による景気回復の効果は地方財政にも及ぶものと、この二点の理由によりまして地方の負担と整理をされていたということでございます」と述べた。その上で、大沢政府参考人は「今般はどのように整理をするかというのを財政当局と調整、交渉させていただきまして、地方税については全額国費で補填をするという過去の整理とは異なる整理をさせていただいたと、そういうことでございます」と答弁した⁽⁵¹⁾。

5. おわりに

既に見たように、所得税および個人住民税所得割の定額減税は、所得の種類・性質に応じて方法が異なることもあって、複雑な制度となった。岸田内閣総理大臣による指示がなされた2023年10月20日以降、定額減税の意義や効果に疑問を示す意見は少なくない⁽⁵²⁾。衆参両院の総務委員会における審査の模様からもうかがえるように、とくに個人住民税所得割について納税義務者が減税を実感しうるほどのものでもない。そればかりか、定額減税の実施を前にして源泉徴収義務者・特別徴収義務者である企業が対応に追われた旨も報じられた⁽⁵³⁾。

2025年に入ってからも物価高は止まる気配がなく、

(50) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和6年3月22日）」20頁。但し、音喜多議員の質疑の内容は詳細であり、池田政府参考人の答弁および松本総務大臣の答弁も詳しくなっている。

(51) 「第213回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和6年3月22日）」40頁、41頁、42頁。

(52) 例、朝日新聞2023年11月2日付朝刊10面13版S「社説 予算委の論戦 なぜ減税 わからぬまま」、朝日新聞2023年12月16日付朝刊12面13版S「社説 税制の改正 定額減税が議論歪めた」、読売新聞2023年11月3日付朝刊3面13版「社説 所得減税で経済は好転するか 経済対策決定」。

(53) 読売新聞2024年5月30日付朝刊3面13版「定額減税 バタバタ 6月スタート 企業悲鳴『対応追い付かぬ』」、熊野英生「定額減税への大不満～企業などから悲鳴～」第一生命経済研究所マクロ経済リポート2024年5月31日（<http://www.dlri.co.jp/files/macro/340357.pdf>）。

2025年9月の現金給与総額（名目賃金）は45か月連續でプラスとなったものの、実質賃金は9か月連續でマイナス（前年同月比）となったことが報じられた⁽⁵⁴⁾。厚生労働省によれば、2024年度に実質賃金が前年同月比でプラスとなったのは6月（1.1%）、7月（0.3%）、11月（0.5%）および12月（0.3%）であり、2025年1月からはマイナスが続いていることとなる⁽⁵⁵⁾。実質賃金のみを捉えた即断は許されないが、所得税および個人所得税の定額減税が経済に及ぼす効果は小さいと言えるのではなかろうか。第213回国会における両議院の総務委員会においても、既に見たように、所得税および個人住民税の定額減税よりも消費税（地方消費税も含まれるものと考えられる）の税率引き下げのほうが経済的効果が

あるのではないかという趣旨の質疑もなされた。消費税・地方消費税の税率引き下げの妥当性はともあれ、所得税および個人住民税の定額減税は、政府が想定していたほどの効果を示していないのではないかと思われる。

加えて、経済政策の一環として減税などの政策を進めるとしても、地方税を経済政策の道具として扱うことには慎重でなければならないはずである。個人住民税の定額減税は、各地方公共団体の財政に多大な影響を及ぼしかねないものであり、都道府県および市町村（特に後者）の事務負担を増加させるものである。この点において、所得税および個人住民税所得割の定額減税の妥当性には大きな疑問符を付さざるをえない。

（もり としき 大東文化大学教授・法学部長）

キーワード：定額減税／所得税／個人住民税所得割／特別税額控除額／所得税法・地方税法等改正法

(54) 朝日新聞2025年11月7日付朝刊7面13版S「実質賃金 9月1.4%減 9カ月連続減 物価上昇に追いつかず」による。

(55) 厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和7年5月分結果確報」10頁および同「毎月勤労統計調査 令和7年9月分結果確報」10頁による。